平成２２年（フ）第１８０３号
宮城県名取市手倉田字諏訪275番地
債務者　大友　美恵
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０４号
仙台市太白区長町南４丁目８番16号　庄子マンションＣ３、従前の住所仙台市太白区羽黒台７番34号
債務者　山田　孝仁
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４５号
仙台市泉区館２丁目17番地の15
債務者　佐藤　金子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
秋田市八橋本町２丁目５番１号、前住所秋田市山王新町４番31号
債務者　清水　倫雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６号
茨城県日立市十王町城の丘２丁目16番地５
債務者　海老根真実（旧姓高橋・高山）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１２号
茨城県高萩市大字上手綱3299番地
債務者　鈴木　初美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４６５号
茨城県土浦市永国東町16番９号
債務者　阿部　光男
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８６号
茨城県土浦市永国344番地
債務者　古谷　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
茨城県かすみがうら市安食1183番地１
債務者　宮本　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県君津市大和田２丁目６番地８
債務者　田邉　勇司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２１６号
富山県射水市港町７番12号
債務者　野村　裕昭
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６５５号
金沢市出雲町ロ101番地　ボンテール・ドゥ102号室、従前の住所石川県かほく市遠塚ロ14番地49
債務者　川端　正彦
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５６号
金沢市尾張町２丁目16番15号　メゾン・ド・ベルジュール203号室、従前の住所金沢市森山２丁目12番９号、従前々の住所金沢市森山２丁目17番10号
債務者　井南　隆司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５７号
石川県石川郡野々市町太平寺３丁目42番地ヴィラージュ北誠206号室
債務者　打田　　誠（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６５８号
石川県石川郡野々市町太平寺３丁目42番地ヴィラージュ北誠206号室、従前の住所石川県石川郡野々市町菅原町14番16号
債務者　打田　美雪
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６６０号
金沢市彦三町１丁目15番20号　メゾン彦三302号室
債務者　杉本留利子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
長野県松本市征矢野２丁目14番23号、前住所長野県諏訪市湖岸通り４丁目10番20号
債務者　中山壽美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部